

3軒からのご近所緑化支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市のみどりや地域の身近なみどりを創出するため、近所の3軒以上で構成するガーデニング等の花や緑を育てる緑化活動を行うグループ(以下「グループ」という。)に対して支援を行うことで、みどりによる地域コミュニティの形成並びに民有地の緑化の取組みを推進することを目的とする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象は、本市の区域内において住宅や事業所等を所有又は管理する者で、その敷地内で緑化を行う次条の要件に該当するグループとする。

(グループの要件)

第3条 支援の対象となるグループの要件は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) グループは、近所の3軒以上で構成すること。なお、同居親族等、同一住所からの申込みは、認めないものとする。
- (2) グループは原則として、一街区(同一丁目、番地)又は道路を挟んで向かい合い、双方が視認できる位置にあること。
- (3) グループの内、2軒以上が同じ通りに面していること。
- (4) グループには、新たに緑化活動を始める者(以下「新規実施者」という)が1軒以上含まれていること。

2 集合住宅及び事業所は、1棟を1軒とみなす。また、申込みをする際は、所有者又は、管理者(理事会、管理組合等)の承諾書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、申込みできない。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体が所有又は管理する土地において申込みをする者。
- (2) 許可なく道路等を占用し、通行の妨げとなる行為等を行う者。
- (3) これまでに本制度による支援を受けた土地での申込みを行う者。

(グループ登録の承認・不承認)

第4条 グループを構成し、支援を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、代表者を定め、登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けた際は、その内容を審査し、グループ登録の承認又は不承認の決定(様式第2号)を申込者に通知するものとする。

- 3 各年度のグループ登録数は、助成金の予算額に達し次第、当該年度の受付を終了するものとする。

(登録内容の変更・解除)

第5条 申込者は、第4条第1項で申込んだ内容に変更が生じた場合、速やかに変更届(様式第6号)を市長に提出すること。

- 2 登録内容の変更により、グループが第3条第1項の要件を満たさなくなった場合は、登録を解除し、支援を行わないものとする。

- 3 グループの登録を解除する場合は、解除届(様式第7号)を市長に提出すること。

(支援期間)

第6条 支援期間は、4月1日から翌3月末日を1年度とし、登録年度から2年間とする。

- 2 年度の途中でグループ登録の申込みをする場合においても、承認を受けた日から当該年度の3月末日までを1年目とし、2年間の支援を行うものとする。

- 3 支援期間内にグループのメンバー構成に追加・変更があった場合においても、グループの登録期間の延長は、行わない。ただし、第14条によるグループの継続は、この限りではない。

(支援の内容)

第7条 第3条の要件を満たすグループに対して、次の各号のとおり支援を行うものとする。

- (1) グループに対して花苗や緑化資材購入への助成を行う。内容は、別表1のとおり。
- (2) 花苗の提供を行う。内容は、別表2のとおり。
- (3) ガーデニング等に対する相談への対応。

- 2 グループ登録の2年目に新たにメンバーが追加される場合、追加されたメンバーに対しては、別表1に記載する1年目の区分による助成を行うものとし、2年目の助成は行わないものとする。

(支援の要件)

第8条 支援の対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 支援を受けるものは、事前にグループ登録の承認を受けていること。
- (2) 緑化を行う場所の全部又は一部が道路に面しており、その様子を外部から容易に眺望できること。
- (3) 新規実施者は、原則、フラワーポットを3個以上設置し、新規実施者以外は、1個以上追加をすること。

(助成金の交付申込)

第9条 第7条第1項第1号の助成金の交付を受けようとする際は、グループの代表者により、助成金交付申込書(様式第3号)に次の各号の書類等を添えて、市長に提出すること。

(1) 資材の購入内容、購入費用、購入日がわかるレシートや明細書等。なお、レシート等の有効期間について、1年目は、グループ登録後から翌2月末日まで。2年目は、当該年度の4月1日から翌2月末日までの購入分とする。

(2) 購入資材の写真(購入時の写真)

(3) 購入資材の活用状況がわかる写真

2 助成申込書の提出については、次の各号のとおりとする。

(1) 交付申込書の提出並びに受付は、各年度共に4月1日から翌2月末日までの年1回のみとする。

(2) 提出期間以外での交付申込みは、原則、受け付けないものとする。

(3) グループ登録日より前の資材の購入費用は、助成対象としないものとする。

(4) 各年度共、3月に購入した資材については、助成対象としないものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査を行った上で助成金交付の適否を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、助成金交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第11条 前条の決定の通知を受けた者は、すみやかに助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 助成金の交付は、原則として、請求書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、期限を定め、交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第3条第1項及び第8条に規定する要件を満していないとき。

(2) 虚偽の申込みがあったとき。

(3) その他、不正行為があったとき。

(グループの継続)

第14条 支援期間完了後、グループ登録を継続し引き続き支援を受ける場合、グループ登録継続申込書(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けること。

2 グループ登録を継続する場合、第3条の要件に該当するものとする。ただし、同条第1項第4号の規定は除く。

3 グループ継続後の支援内容は、第7条第2号及び第3号に規定するものとする。

4 市長は、第1項の申込みを受けた際は、その内容を審査し、グループ継続の承認又は不承認の決定(様式第9号)を申込者に通知するものとする。

(委任規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

【別表1】

	区分	助成対象	補助率	1軒あたりの助成額
助成金	1年目	花苗、資材等の購入費用	購入費用の2分の1	上限 10,000円/年度
	2年目			上限 5,000円/年度
備考	・対象費用に消費税は含まない。 ・算出した額に100円未満の端数が生じた時は切り捨てる。 ・助成金の次年度への繰り越しは出来ない。			

【別表2】

	区分	助成内容	条件等
花苗提供	グループ登録中	花苗の提供(概ね年2回)	・「豊中みどりの交流会」活動に参加し、共同で花苗を育成すること。